

# デモクラティックスクール・ネット 団体規約

## 第 1 条(名称)

この団体は、デモクラティックスクール・ネットという。

## 第 2 条(目的)

デモクラティックスクール/サドベリースクールを選択する子どもたちがより充実した学 びを行うた  
めに、

(1) 日本国内のデモクラティックスクール/サドベリースクールの交流を行う。(2) デモクラ  
ティックスクール/サドベリースクールの情報を総合的に発信していく。

## 第 3 条(定義)

この団体では、デモクラティックスクールの定義を以下のものとする。またデモクラティックスクー  
ルとサドベリースクールは同義として扱う。

(1) 生徒が学びについて自己決定していること。学校側が一方的に設定するカリキュラム・行事  
が無いこと。

(2) 生徒とスタッフはいかなる場合でも議決権を持ち、対等で民主的にスクールに関する 全ての  
こと(日常の学校運営や問題解決、予算、学費、人事等)を決めていること。(他の構 成員の議決  
権については、各スクールの決定による。)

## 第 4 条(事業)

(1)この団体は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

### ① デモクラティックスクールの普及活動

総合情報サイトの運営、デモクラティックスクールの紹介リーフレット・パワーポ イントの作  
成、デモクラティックスクール普及のためにイベント開催 など

② 会員同士の交流・情報提供  
準備グループも含めた会員交流会の実施、メーリングリストの運営、スタッフ研修 の情報  
提供など

### ③ デモクラティックスクールに関する資料の管理

### ④ その他目的を達成するために必要な事業

(2)この団体の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

## 第 5 条(構成員)

この団体の構成員を以下の通りとし、次の条件を満たすものとする。(1)

## 運営会員

- ① デモクラティックスクール・サドベリースクールとして正式開校していること。② 第3条(定義)の各項に合致していること
- ③ ホームスクールや塾、習い事でないこと。
- ④ 団体のホームページの URL など、活動がわかるものを加入前に提出すること。⑤ 上記条件を満たした上で、加入前に入会チェックリストに記入し、チェックが入らないことを提示すること。その後、半年間のお試し期間を経ること。⑥ 加入後はデモクラ会議・会員交流会には基本的に毎回参加すること。

## (2)スクール会員

- ① デモクラティックスクール・サドベリースクールとして正式開校していること。② 第3条(定義)の各項に合致していること。
- ③ ホームスクールや塾、習い事でないこと。
- ④ 団体のホームページの URL など、活動がわかるものを加入前に提出すること。⑤ 上記条件を満たした上で、加入前に入会チェックリストに記入し、チェックが入らないことを提示すること。その後半年間のお試し期間を経ること。
- ⑥ 加入後は、少なくとも年3回程度、交流会や合宿などに参加すること。

## (3)個人会員

- ① この団体の趣旨に賛同し、協力しようとする意志のあるスクール OB、OG、元スタッフ、保護者
- ② デモクラティックスクール・サドベリースクールの理念に共感している個人または 団体関係者

## 第6条(代表)

この団体は、事務局を担当するスクールが代表となる。デモクラティックスクール・サドベリースクールの理念に基づき、代表は他のスクールと対等な関係とする。代表者:三枝由紀(デモクラティックスクール くまのび)

## 第7条(事務局)

- (1) この団体に事務局を置き、団体規約の定め及び会議の議決に基づき、この団体の業務執行及び経理を担当する。
- (2) 事務局は、和歌山県新宮市熊野川町西敷屋1022 に置く。  
事務局の所在地と団体の所在地は同一である。

(3) 事務局は会議において運営会員の中から選任され、任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

#### 第8条(会費)

構成員は、会議において別に定める会費を納めなければならない。

#### 第9条(会議)

(1) この団体は、別に定める会議によってすべての決定を行う。

(2) 会議の議決権は運営会員が持つ。

(3) この団体は年に1度以上、以下の事項について議決する会議を持つ。①

今年度決算、次年度予算

② 今年度事業報告、次年度事業計画

③ 事務局の選任または解任

④ 構成員の承認または解任

⑤ 団体規約の変更・承認

⑥ 団体の解散、合併

⑦ その他会議において重要であると認め付議された事項

#### 第10条(財産の所在)

この団体の財産に関しては、すべて構成員に所在するものとする。

#### 附則

(1) 本規約は2011年4月1日から施行する。

(2) この団体の役員は、次に掲げるものとする。

(3) この団体の会費は、次に掲げる額とする

・運営会員 年額 2,000 円

・スクール会員 年額 4,000 円

・個人会員 年額 2,000 円

(4) 2016年11月11日改訂 2016年11月11日施行

(5) 2017年7月14日改訂 2017年7月14日施行

(6) 2018年5月30日改訂 2018年5月30日施行

(7) 2019年5月15日改定 2019年5月15日施行

(8) 2020年5月15日改定 2020年5月15日施行

(9) 2021年3月10日改定 2021年3月10日施行

(10) 2021年5月10日改定 2021年5月10日施行

(11) 2021年6月7日改定 2021年6月7日施行

(12) 2023 年 5 月 1 日改定 2023 年 5 月 1 日施行

以上